

竹島問題の早期解決を求める特別決議

竹島は、歴史的に見ても国際法に照らしても我が国固有の領土である。最近の竹島を巡る韓国側の動きをみると、平成24年8月に韓国大統領が初めて竹島へ上陸した以降も、相次ぐ政府、国会関係者の上陸、竹島周辺海域での防衛訓練の実施や各種施設の建設などあらゆる方策を立てて竹島占拠を既成事実化しようとする動きを強めており、決して容認することはできない。特に本年8月、日本政府が合意に基づく10億円の支出を決めた直後に韓国の複数の国会議員が竹島に上陸したことは遺憾である。

こうした韓国側の動きに歯止めをかけ、そして竹島問題の一日も早い平和的解決を図るためにには、日本政府の毅然とした姿勢による外交交渉とそれを後押しする力強い国民世論が必要である。

この度、竹島問題解決に向けた国政レベルでの新たな取り組みとして、政府や国内世論に向け、以下6点について実現を強く要望する。

1. 「竹島の日」を閣議決定し、オールジャパンの体制で竹島問題の早期解決を図ること。
2. 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催と総理大臣の出席、竹島問題に関する国直轄の啓発施設の隠岐の島町設置、竹島が日本の領土であることを示す根拠資料等の首都等における常設展示、教科書の竹島記載の充実、などを行うこと。
3. 海外における情報発信拠点の体制強化や韓国側の主張への適正・迅速な反論などを含め、国連、国際社会に竹島が日本の領土であることを広くアピールすること。
4. 領土、主権、歴史的事実の客観的な調査研究を行うための第三者研究機関を整備すること。
5. 島根県沖合水域における漁業秩序を確立するため、排他的経済水域の境界線を画定し、暫定水域の撤廃を図るとともに、それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における実効ある漁業管理体制を確立すること。
6. 国際司法裁判所への提訴、国連海洋法条約の紛争処理手続きの活用など、国際的な紛争処理制度の活用についても幅広く検討すること。

以上、決議する。

平成 28 年 11 月 9 日

竹島問題の早期解決を求める東京集会

日本の領土を守るため行動する議員連盟

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議